

## 6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

新制度において、子ども・子育て支援とは、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うものとされています。

この子ども・子育て支援の意義を踏まえ、本市では、保護者が多様化する子育て支援から適切な選択ができるよう、利用者支援事業等による情報提供や、子ども・子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、市内外の住民に対して、市ホームページや子育て応援アプリ（かこたんナビ）などにより、本市の子育て支援に関する周知を広く行っていきます。

また、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の拡大」と「質の向上」に計画的な取組を進め、妊娠、出産、乳幼児期を経て学齢期に至るまでの切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を行っていきます。

### （1）認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、平成31年4月現在、公立3園と私立24園が設置されており、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

### （2）就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いがある中で、ともに質の高い就学前教育を提供するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取組を進めてきました。また、平成28年度には、様々な教育・保育関係者の参画の下で、当該カリキュラムの内容や活用方法等の再点検及び見直しを行い、本市に所在する教

育・保育施設等を利用する全ての子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育が行われるよう、当該カリキュラムの活用を推進しています。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所並びに保育教諭、幼稚園教諭及び保育士といった、施設の類型や従事者などの枠組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」や「保育士等キャリアアップ研修」を実施するほか、公立認定こども園・幼稚園では指導主事、公立保育所では指導担当が様々な研修等を行うとともに、私立認定こども園・保育所等に相談担当が定期的に訪問し、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取組を進めており、引き続きこのような研修や指導・助言の実施に取り組むとともに、公立・私立一様に研究会への参加を推進していきます。

さらには、全国的な保育士不足の中、私立施設の安定的な運営及び質の向上を目的として実施している「民間保育所・認定こども園就職フェア」、「保育士就労支援一時金」、「子育て支援員研修」といった保育士確保の取組についても継続して進めていきます。

また、特別支援教育については、公立認定こども園・幼稚園において、特別支援ルームの設置や特別支援教育コーディネーターを配置するなど、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援を実施しており、引き続き研修等を通じて教員の資質向上を図りながら、特別支援教育を推進していきます。

このほか、国際化の進展に伴う帰国幼児・外国人幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、教員等の研修を実施するなどの必要な支援策を検討していきます。

### (3) 就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

近年、少子化や核家族化を背景として、子どもの様々な生活体験の機会の減少や家庭の孤立化をはじめ、兄弟姉妹の減少による異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。また、地域社会においても、地域コミュニティや人間関係の希薄化が進むなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中で、認定こども園・幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の12中学校の各中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための、「中学校区連携ユニット12」の取組を進めています。

「中学校区連携ユニット12」では、認定こども園・幼稚園・保育所や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充

実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学びを支える取組を進めるとともに、地域や家庭との連携・協働を図り、子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この「中学校区連携ユニット 12」での取組を中心に、今後も就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めていきます。